事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者の使用届出書

令和７年　　月　　日

江田島市選挙管理委員会委員長　様

候補者氏名

　公職選挙法第１９７条の２第２項の規定により、報酬を支給する者を次のとおり届出をします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 | 年齢 | 使用する  者の別 | 使用する  期間 | 備考 |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |
|  |  |  |  | ／  ～　　／ |  |

備考

１　「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。

２　既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」の欄に記載するものとする。